

仕 様 書

1. 件 名

西棟空調機更新工事

2. 工事場所

東京都八王子市南大沢四丁目5番地

一般財団法人 救急振興財団 救急救命東京研修所 西棟

3. 工事期間

契約日から令和9年2月28日まで

※当研修所の業務および研修に支障を来さぬよう、事前に担当課と協議すること。

4. 工事内容

室外機設置場所が、西棟1階建物脇各系統、西棟3階屋上系統、西棟7階各系統の空調機について、メーカー指定同等能力の機器に更新する。

なお、詳細は、仕様書2「既存機器一覧」及び「工事内訳書」のとおり。

(1) 既存機器の撤去・廃棄

室外機 20台

室内機 71台

他これらに付属する部材

(2) 新規機器の設置及び取り付け調整（既存機器と同等の機器であること）

室外機 20台

室内機 71台

(3) 中央監視装置との信号結線及び調整（研修所が指定する業者へ手配すること）

(4) 外観の点検及び試運転

5. 作業条件

(1) 作業時間は、原則として9:00～17:00までの間とする。時間外での作業が必要な場合は、別途協議するものとする。

(2) 受注者は、契約締結後、現場責任者を選定し、工程表を作成して担当者に提出すること。また、受注者は、着工前に現場調査を行い、その結果をもとに工程表及び施工要領書を作成し、担当者に提出すること。

(3) 施工の際に研修所の建物・機械その他在来部分等で汚損又は破損の恐れ

がある箇所については、適正な養生を行うこととし、施工の際に破損又は汚損した場合は、速やかに担当者に報告し、受注者の責において現状復旧すること。

- (4) 作業中は、安全に万全を期すこととし、受注者側の責による物損・人身事故が発生した場合は、受注者側の責により対処すること。また、事故が発生した場合は、速やかに担当者へ報告するとともに、適正な処置を講ずること。
- (5) 作業に必要な電気及び水道は、施設内の指定された場所の設備を使用することとし、費用は研修所が負担する。
- (6) 作業に当たって車輛や物資等を一時的に研修所の敷地内に存置する場合は、あらかじめ担当者の了承を得ることとし、担当者の指定する場所に存置するとともに、事故防止のために適切な養生を行うこと。
- (7) 本件において発生した廃棄物は、受注者の責により適切に処分すること。

6. 完成検査及び報告

- (1) 検査については、作業完了後に担当者の検査を受けること。
- (2) 前項の検査において、契約の内容に適合しない場合は、担当者が指示する期間内に修復するものとし、修復後、再度担当者の検査を受けること。
- (3) 受注者は、第1項の検査に合格した後、担当者に下記書類等を提出すること。
 - ・業務完了届出書（施工写真含む）
 - ・保証書
 - ・その他研修所担当者が指示するもの

7. 契約不適合責任

受注者は、本件業務後1年以内に故障等が発生した場合は、担当者の指示により、無償にて不良箇所の修理を行うこと。

8. その他

本仕様書に定めのない事項又は本件業務の遂行上疑義が生じた場合は、担当者との協議のうえ決定するものとする。

9. 担当課

東京都八王子市南大沢四丁目5番地

一般財団法人 救急振興財団 救急救命東京研修所 総務課

(担当：森脇 TEL 042-675-9945・FAX 042-677-9955)